

令和2年度

「島田の逸品」 産品を募集します

～島田の逸品とは？～

島田市の魅力を日本、世界に発信するために産品を募集し、2年に1度、選考のうえ認定をしています。

以下5項目の基準を満たすことが条件であり、島田市の魅力を高め、認知度を向上していくシンボルとなる存在です。

1. 島田市の歴史、文化、伝統、自然が表現されている。
2. 島田市の認知度を向上させることができる。
3. 同種商品において他と異なる特長を有している。
4. 産品のコンセプトに沿った魅力的なデザインである。
5. 産品の開発、又は販売にストーリー性がある。

令和2年度は新しい島田の逸品の認定の年となります。

島田市の魅力を広め、ともに島田市を盛り上げてくれる産品をお待ちしています！

公募期間：令和2年8月19日(水)～10月2日(金)

- 応募方法：応募申請書に必要事項をご記入の上、郵送・メールまたは商工課へご持参ください。
※申請書は商工課で受け取るか、島田市ホームページからダウンロードしてください。
※自薦・他薦いずれも可です！
(他薦の産品は、商工課より対象事業者様に出品の可否を確認します。)

- 問合せ先：島田市商工課商業・まちなか活性化係 担当：市川
TEL:0547-36-7164 (8:30～17:15 / 土日祝除く)
FAX:0547-37-8200

メールアドレス：syokou@city.shimada.lg.jp

- 詳しくは島田市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.shimada.shizuoka.jp/gyosei-docs/ippinn.html>



QRコードはこちら

たくさんのご応募をお待ちしております！